相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡王寺町元町二丁目一〇番、最後の住所奈良県北葛城郡王寺町元町二丁目一〇番一五号　被相続人　亡　野村　貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月六日

奈良県橿原市内膳町五―三―三一　フクダ不動産八木駅前ビル三階　奈良総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　高　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区邑久郷一六二七番地、最後の住所岡山県岡山市東区邑久郷一六二九番地六　被相続人　亡　山﨑　郁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月六日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階岡山ひかり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　奥野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

徳島県海部郡牟岐町大字灘字宮田一八五番地二三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川邊　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月六日

事務所徳島県阿南市宝田町川原一三―一　T＆S宝田一〇三

相続財産清算人　弁護士　大八木　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市岡本町六二三番地五、最後の住所香川県高松市岡本町六二三番地五　被相続人　亡　宮内　隆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月六日

香川県高松市錦町一―八―三　滝口・上枝法律事務所

相続財産清算人　弁護士　栗田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市豊原下町三四五二番地、最後の住所熊本県八代市豊原下町三四五二番地　被相続人　亡　上水　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月六日

熊本県八代市通町六番二三号　第二日東ビル二階

相続財産清算人　司法書士　丁畑　博胤

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　新潟市北区長場字土居下四八一六番、新潟市北区長場字土居下四八一七番、新潟市北区長場字土居下四八一八番、新潟市北区長戸呂字道語沼五四六四番、新潟市北区長戸呂字道語沼五四六五番、新潟市北区長戸呂字道語沼五四六六番、新潟市北区長戸呂字道語沼五四六七番

二　供託所　新潟地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第二二七号

四　供託金額　三、三一〇、七二八円

五　裁判所　新潟地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二号

令和八年八月六日

新潟県新潟市中央区米山四丁目一番三一号紫竹綜合ビル三〇五号

所有者不明土地管理人　渡部　和哉

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　早川　正雄　住所　千葉県市川市北方町四丁目一八九五番地一四　生年月日　昭和三十三年三月五日

二　供託所　福島地方法務局いわき支局

三　供託番号　令和八年度金第一一三号

四　供託金額　二、〇三四、九八六円

五　裁判所　福島家庭裁判所いわき支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第七一九一号

令和八年八月六日

福島県いわき市大久町大久字石田太良五五番地　不在者財産管理人　水野谷伯正

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　Yukio Muronaka（室中　行夫）　従来の住所　アメリカ合衆国ミネソタ州セントポール市エドモンド通り九六一　生年月日　不詳

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第一五一二五号

四　供託金額　三六二万七五八四円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第七一一八〇号

令和八年八月六日

事務所　東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階　光和総合法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　中澤　雄仁

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　Ｎｏｂｕｙｕｋｉ　Ｍｕｒｏｎａｋａ（室中　信行）　従来の住所　アメリカ合衆国ミネソタ州（以下不詳）　生年月日　不詳

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第一四九八四号

四　供託金額　三六二万四九九円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第七一一八一号

令和八年八月六日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階　光和総合法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　鈴木　みき

第１期決算公告

令和８年８月６日

東京都港区虎ノ門五丁目３番20号
株式会社アカウンティング・
マネジメント・サービス内
アリエス太陽光開発一般社団法人
代表理事　田中　博之

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	689
	固定資産	100
	合計	789
純資産の部 負債及び	流動負債	64
	負債合計	64
	基金	1,000
	利益剰余金	△275
	その他利益剰余金	△275
	純資産合計	724
	合計	789

第１期決算公告

令和８年８月６日

東京都港区虎ノ門五丁目３番20号
株式会社アカウンティング・
マネジメント・サービス内
福岡赤坂蓄電所一般社団法人
代表理事　田中　博之

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	689
	固定資産	100
	合計	789
純資産の部 負債及び	流動負債	64
	負債合計	64
	基金	1,000
	利益剰余金	△275
	その他利益剰余金	△275
	純資産合計	724
	合計	789

第１期決算公告

令和８年８月６日

東京都港区虎ノ門五丁目３番20号
株式会社アカウンティング・
マネジメント・サービス内
福島二本松蓄電所一般社団法人
代表理事　田中　博之

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	688
	固定資産	100
	合計	788
純資産の部 負債及び	流動負債	64
	負債合計	64
	基金	1,000
	利益剰余金	△275
	その他利益剰余金	△275
	純資産合計	724
	合計	788